

第10期計画(令和9～11年度)の大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と一体的に「大阪市認知症施策推進計画」を策定する。

1 計画名称(案)

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 2027(令和9)年度～2029(令和11)年度

2 計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」と一体のものとして策定することにより、認知症施策を含めた介護保険及び保健・医療・福祉サービスを総合的に展開することをめざす。
(認知症施策推進計画) …認知症の人等が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現を推進する。
(各計画の関係図)

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

保健・福祉施策及び介護保険事業、並びに認知症施策やその他の高齢者に係る施策も包含した高齢者施策の総合的な計画として策定。

高齢者保健福祉計画 高齢者保健・福祉事業全般にわたる供給体制を確保し、総合的なサービス水準の向上を図る。	介護保険事業計画 利用者本位の介護サービスを総合的かつ効率的に提供する体制を整備し、介護保険事業の円滑な推進を図る。	認知症施策推進計画 認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現を推進する。	※
---	---	---	---

3 高齢者実態調査

- 本人調査、介護保険サービス利用者調査等 …令和7年7～8月
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 …令和7年11～12月
- 調査結果のとりまとめ …令和8年3月頃

4 認知症の人とその家族等への意見を聴く取組

- 令和7年9月以降、中西委員、沖田委員にご協力いただき、認知症の人とその家族等からご意見を聴く取組を実施
- 令和8年2月頃までに、10組程度の認知症の人とその家族等からご意見いただく予定（4組実施済）

高齢者実態調査の結果及び認知症の人とその家族等からお聴きしたご意見等を踏まえて、認知症施策推進計画を策定する。
(計画素案へ反映)

5 計画の構成(骨子)案

- 現行の施策の体系を踏まえて策定する。
(施策の体系) …大阪市の高齢者施策の基本方針に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた5つの重点的課題に対する取組を推進

【基本方針】

高齢者施策の基本方針
1.健康でいきいきとした豊かな生活の実現
2.個々人の意思を尊重した生活の実現
3.安全で快適な生活環境の実現
4.利用者本位のサービス提供の実現



【重点的な課題】

5つの重点的な課題
地域包括ケアシステムの推進体制の充実
認知症施策の推進
介護予防・健康づくりの充実・推進
地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実
高齢者の多様な住まい方の支援

・ 現計画の構成

章	記載内容等	備考
第1章 計画策定について	・ 計画策定の背景と趣旨 ・ 期間 ・ 位置づけ ・ 策定体制 ・ 国や大阪市における取組の経過 等	
第2章 大阪市の高齢者を取り巻く状況	・ 人口構造、世帯構成、第1号保険者の状況、区別の状況 ・ 第9期計画の重点的な課題と取組に関する進捗状況 等	
第3章 高齢者実態調査等	・ 調査概要 等	
第4章 計画の基本的な考え方	・ 基本的な考え方、基本方針、施策の体系 等	
第5章 高齢者施策の展開	・ 重点的な課題に係る「現状と課題」、「施策の方向」、「具体的取組」 1 地域包括ケアシステムの推進体制の充実 2 認知症施策の推進 3 介護予防・健康づくりの充実・推進 4 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実 5 高齢者の多様な住まい方の支援	
第6章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標		
第7章 介護保険給付に係る費用の見込み等		
第8章 施策の推進体制	・ 施策推進のための体制 等	
【参考資料】	・ 計画策定の経過 ・ パブリック・コメント手続きの実施結果 ・ 大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿 ・ 関連法令、用語解説 等	

・ 構成(骨子)案

章	記載内容等	備考
第1章 計画策定について	- 計画策定の背景と趣旨 - 期間 - 位置づけ - 策定体制 - 国や大阪市における取組の経過 等	
第2章 大阪市の高齢者を取り巻く状況	- 人口構造、世帯構成、第1号保険者の状況、区別の状況 - 第9期計画の重点的な課題と取組に関する進捗状況 等	
第3章 高齢者実態調査等	調査概要 等	
第4章 計画の基本的な考え方	基本的な考え方、基本方針、施策の体系 等	
第5章 高齢者施策の展開	- 重点的な課題に係る「現状と課題」、「施策の方向」、「具体的取組」 - 地域包括ケアシステムの推進体制の充実 - 認知症施策の推進 - 介護予防・健康づくりの充実・推進 - 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実 - 高齢者の多様な住まい方の支援	
第6章 認知症施策の推進	(次表参照)	
第7章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標		
第8章 介護保険給付に係る費用の見込み等		
第9章 施策の推進体制	施策推進のための体制 等	
【参考資料】	- 計画策定の経過 - パブリック・コメント手続きの実施結果 - 大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿 - 関連法令、用語解説 等	

・ 構成(骨子)案 (「第6章 認知症施策の推進」部分)

構成案		記載内容等
1 認知症施策推進計画の策定	(1)計画策定の背景と趣旨	・ 認知症施策推進計画策定の背景と趣旨 ・ 基本的な考え方 ・ 取組の経過 ・ 基本法の概要 等
	(2)計画期間	
	(3)計画の位置づけ	
	(4)策定体制	
	(5)本市の認知症施策の経過	
2 認知症の人の数等の推移	(1)認知症の人の数等の推移	・ 要介護認定において、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上とされた人の数 ・ 年齢階級別の認知症有病率
3 認知症施策の推進にかかる具体的な取組	(1)認知症の人に関する国民の理解の増進等	・ 本市における認知症施策に係る総括を記載 ・ 法の基本的施策に沿って取組や事業を分類 ・ 取組や事業ごとに、【現状と課題】、【施策の方向】、【具体的取組】を記載
	(2)認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	
	(3)認知症の人の社会参加の機会の確保等	
	(4)認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	
	(5)保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	
	(6)相談体制の整備等	
	(7)研究等の推進等	
	(8)認知症の予防等	

• 基本的施策に沿った取組や事業の分類

基本的施策	基本的施策に対応する本市の主な取組や事業
(1)認知症の人に関する国民の理解の増進等	・リーフレットやホームページによる普及・啓発に係る取組 ・認知症の日・認知症月間関連の普及・啓発に係る取組 ・認知症の人本人からの発信の機会の確保に係る取組 ・ICT活用による認知症理解のための普及・啓発事業 ・認知症等高齢者支援地域連携事業 ・キャラバン・メイト養成研修事業
(2)認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	・「認知症の人にやさしいまちづくり」に係る取組 ・オレンジサポーター地域活動促進事業
(3)認知症の人の社会参加の機会の確保等	・認知症の人本人からの発信の機会の確保に係る取組 ・認知症強化型地域包括支援センター運営事業 ・認知症初期集中支援推進事業 ・認知症カフェ等運営支援事業 ・オレンジサポーター地域活動促進事業 ・若年性認知症支援強化事業 ・若年性認知症啓発セミナー
(4)認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	・権利擁護施策の推進（「第5章 高齢者施策の展開」の再掲） ・様々な研修の場等の機会を通じた周知・啓発
(5)保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	・認知症介護実践者等養成事業 ・認知症地域医療支援事業 ・認知症強化型地域包括支援センター運営事業 ・認知症初期集中支援推進事業 ・認知症高齢者等見守りネットワーク事業 ・認知症高齢者支援ネットワークへの専門的支援事業 ・若年性認知症支援強化事業 ・認知症疾患医療センター運営事業 ・認知症高齢者緊急ショートステイ事業

• 基本的施策に沿った取組や事業の分類

基本的施策	基本的施策に対応する本市の主な取組や事業
(6)相談体制の整備等	・パンフレットやホームページ等による認知症に関する相談窓口の周知啓発に係る取組 ・認知症強化型地域包括支援センター運営事業 ・認知症初期集中支援推進事業 ・認知症カフェ等運営支援事業 ・若年性認知症支援強化事業 ・認知症疾患医療センター運営事業
(7)研究等の推進等	・国等の実施する研究結果の共有 ・大阪健康長寿医科学センターと連携した取組
(8)認知症の予防等	・地域の実情に応じた認知症の予防に資する活動や取組 ・ホームページ等による認知症の予防についての周知・啓発 ・健康増進計画「すこやか大阪21」に基づく生活習慣病の予防 ・早期発見・早期対応に向けた支援機関の連携強化 ・医療・介護従事者向け研修によるBPSDへの対応力向上 ・地域の実情に応じた認知症予防に資する取組事例の収集・共有

6 KPIについて

- 重点的に取り組む施策であって、アウトカム指標を設定できる項目(KPI)を、局の運営方針と併せて検討する。
(参考)令和7年度 福祉局運営方針

目標	誰もが自分らしく安心して暮らし続けることができる社会の実現
主な戦略	【認知症の人への支援】 ・認知症初期集中支援チームの活動推進
評価指標	【認知症の人への支援】 ・認知症初期集中支援チームの支援終了時に医療・介護等の支援につながった割合:90%以上

- 国の動向も確認の上、特に、重点的に取り組む事業や取組に絞って設定する。
- 事業におけるアウトカム指標の把握等が難しい場合には、プロセス指標等の採用を検討する。

【例】地域の認知症対応力の向上を目的に実施している研修事業

プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
研修の実施回数等	養成人数、理解度等	地域の認知症対応力の向上度

大阪市認知症施策推進計画の策定について

※(参考)
令和7年度
第1回認知症施策部会資料

1. 大阪市認知症施策推進計画の策定について

- ◆ 第10期計画(令和9～11年度)の大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と一体的に「大阪市認知症施策推進計画」を策定する
- ◆ 令和7年度においては、計画策定の基礎資料とするための高齢者実態調査や、認知症の人とその家族等への意見を聴く取組を実施する

2. 高齢者実態調査等の概要

調査種別	調査対象	調査実施時期
本人調査	市内に居住する65歳以上の高齢者の方から無作為に抽出した方(19,200人)	令和7年7～8月
介護保険サービス利用者調査	市内に居住する要支援・要介護認定者で、令和7年3月から3カ月の間に、介護保険サービスを利用した方から無作為に抽出した方(7,000人)	
介護保険サービス未利用者調査	市内に居住する要支援・要介護認定者で、令和7年3月から3カ月の間に、介護保険サービスを利用しなかった方から無作為に抽出した方(9,300人)	
介護支援専門員調査	市内の居宅介護支援事業所等に勤務するすべての介護支援専門員(4,083人)	
施設調査	市内にある介護保険施設及び福祉施設(1,192施設)	
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	市内に居住する要介護認定を受けていない高齢者の方から無作為に抽出した方(52,800人)	令和7年11～12月(予定)

大阪市認知症施策推進計画の策定について

3. 認知症の人とその家族の意見を聴く取組について

(1)概要

認知症の人の意思が尊重され、地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人とその家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する方(以下、「認知症の人とその家族等」という。)と共に、本市における認知症施策に係る計画の策定や施策を推進することを目的として、認知症の人とその家族等から意見を聴く取組を実施する。

(2)実施の時期・方法等

- 令和7年7月から
認知症強化型地域包括支援センターから認知症の人(※)等の推薦を受付
地域包括支援センター及び認知症疾患医療センター等にも情報提供の協力を依頼
- 令和7年9月から
推薦のあった方々と順次お会いし、意見の聴き取りを実施
- 令和8年2月頃
聴き取った意見を取りまとめ、第2回認知症施策部会へ報告

(※)認知症の人

大阪市内に在住かつ、認知症の診断を受けている方であって、次の①・②にご協力をいただける方

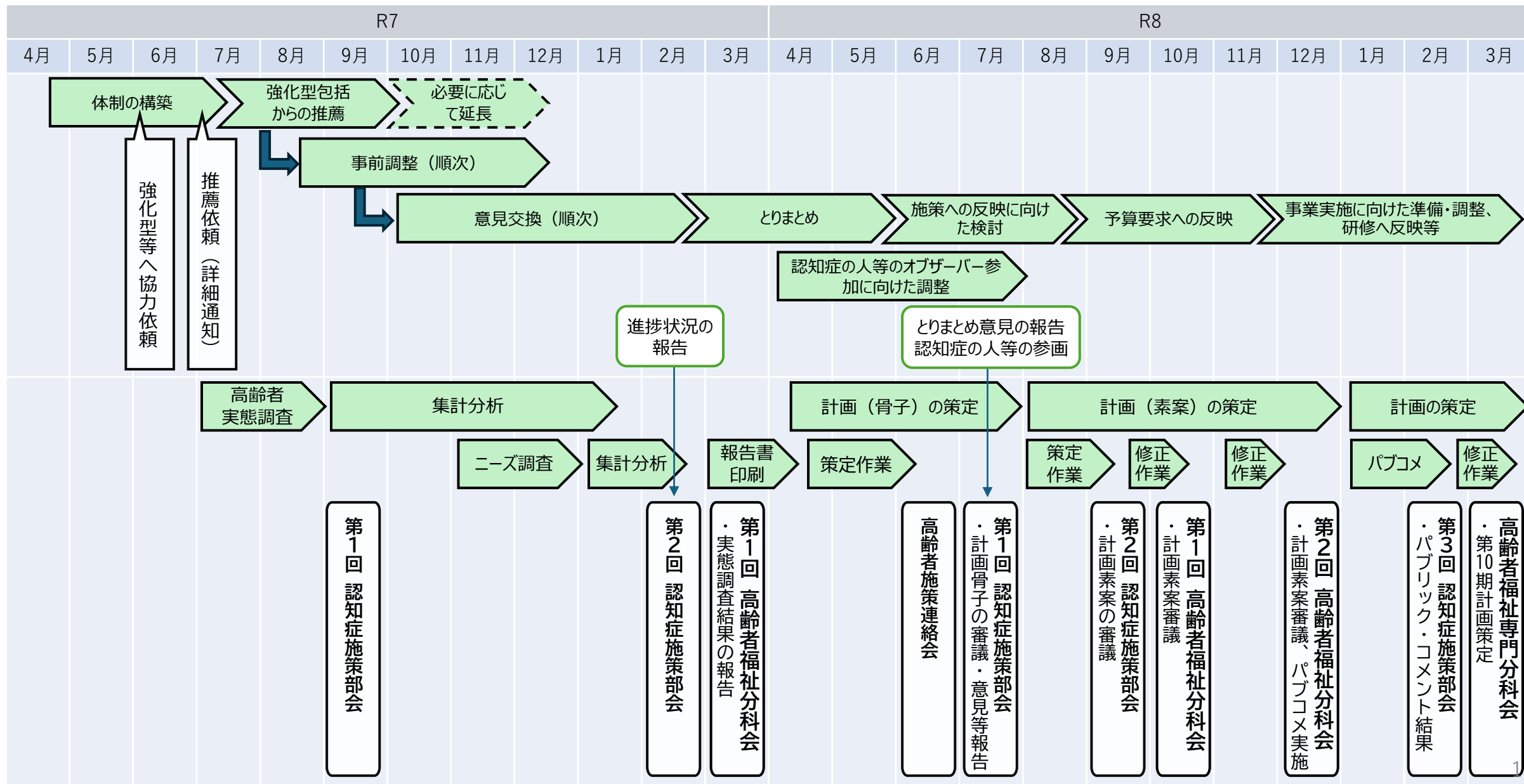
- ① 本市の施策や暮らしについて意見をお聴かせいただくこと
- ② 本市が開催する認知症施策に関する会議等の場に参加いただくこと

(3)大阪市における認知症施策推進計画への反映等

- 取りまとめた意見を認知症施策推進計画や認知症施策へ反映させていく
- 継続して認知症の人等の意見を認知症施策に活かしていくため、計画策定後も意見を聴く取組を実施していく
- 聴き取った意見を踏まえて、認知症の人等の発信の機会の確保に向けた取組の充実に資するよう、地域版希望大使の設置に向けて、課題や要件等について整理・検討をおこなっていく

(参考) 大阪市認知症施策推進計画の策定に向けたスケジュール

◆ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念に基づき、認知症の人やその家族の意見を施策に反映する



意見の反映スケジュール(予定)

計画策定スケジュール(予定)